臨時報告書（様式第１５）の添付書類一覧表

添付書類一覧表の見かた

無色・・・必ず添付する書類
黄色・・・いずれかの群を必ず添付する書類
青色・・・該当する場合に限り添付する書類
緑色・・・該当する場合に限り、いずれかの群を添付する書類
根拠条文欄・・・施行規則第１２条第１２項の号番号を表しています。〈例〉「1」→施行規則第１２条第１２項第１号
※施行規則第１２条第１２項（第一種特別贈与の臨時報告）は、同条第１６項（第二種特別贈与の臨時報告）、同条第１９項（第一種特例贈与の臨時報告）及び同条第２８項（第二種特例贈与の臨時報告）に準用。

臨時報告書（様式第１５）	

添付書類		根拠条文	ﾁｪｯｸ
臨時報告書（様式第１５）の写し		柱書き	
臨時贈与報告基準日の定款の写し【臨時贈与報告日付けで原本証明】		1	
贈与認定中小企業者の履歴事項全部証明書【臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る】		2	
臨時贈与報告基準日の株主名簿の写し【臨時贈与報告日付けで原本証明】		3	
A群	臨時贈与報告基準事業年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表（固定資産台帳）、勘定科目内訳書、法人税申告書別表４）	5	
A群	臨時贈与報告基準事業年度の事業報告書（法人事業概況説明書で代用可）	5	
A群	d 臨時贈与報告基準事業年度末日における特別子会社の株主名簿（持分会社は定款）の写し	8	
A群	d 臨時贈与報告基準事業年度末日以降の履歴記載のある特別子会社の登記事項証明書	8	
A群 X群	臨時贈与報告基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度の特定資産明細表及び決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表（固定資産台帳）、勘定科目内訳書、法人税申告書別表４）	8	
A群 X群	臨時贈与報告基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度の事業報告書（法人事業概況説明書で代用可）	8	
A群 X群	d 臨時贈与報告基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度末日における特別子会社の特別子会社の株主名簿（持分会社は定款）の写し	8	
A群 X群	d 臨時贈与報告基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度末日以降の履歴記載のある特別子会社の特別子会社の登記事項証明書	8	
A群 X群	e 特別子会社所有の不動産を自ら使用していることを証する書類	8	
A群 X群	f 特別子会社所有の不動産の一部を自ら使用していることから、当該不動産の帳簿価格を合理的な方法で按分を行ったことを証する書類	8	
A群 X群	g 特別子会社所有の資産の売却価格を証する書類	8	
A群 Y群	特別子会社に関する従業員数証明書（表紙）	8	
A群 Y群	特別子会社に関する健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し	8	
A群 Y群	a 特別子会社に関する健康保険・厚生年金保険資格取得通知及び資格喪失通知の写し	8	
A群 Y群	b 特別子会社に関する健康保険・厚生年金保険加入対象外の従業員の雇用契約書及び給与明細書の写し	8	
A群 Y群	c 特別子会社に関する使用人兼務役員であることを証する書類	8	
A群 Y群	臨時贈与報告基準期間中に終了した特別子会社の各事業年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表（固定資産台帳）、勘定科目内訳書）	8	
A群 Y群	臨時贈与報告基準期間中に終了した特別子会社の各事業年度の事業報告書（法人事業概況説明書で代用可）	8	
A群 Y群	特別子会社の従業員が勤務する物件を所有または賃借していることを証する書類	8	
A群 Y群	臨時贈与報告基準期間において特別子会社が業務を行っていることを証する書類	8	
A群	e 贈与認定中小企業者所有の不動産を自ら使用していることを証する書類	8	
A群	f 贈与認定中小企業者所有の不動産の一部を自ら使用していることから、当該不動産の帳簿価格を合理的な方法で按分を行ったことを証する書類	8	
A群	g 贈与認定中小企業者所有の資産の売却価格を証する書類	8	

B群	臨時贈与報告基準期間中に終了した各事業年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表(固定資産台帳)、勘定科目内訳書）	5	
	臨時贈与報告基準期間中に終了した各事業年度の事業報告書(法人事業概況説明書で代用可)	5	
	従業員が勤務する物件を所有または賃借していることを証する書類	8	
	臨時贈与報告基準期間中において業務を行っていることを証する書類	8	
上場会社等または風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書		6	
特別子会社に関する誓約書		7	
その他認定の参考となる書類（　　）		8	
確認書交付用の返信用封筒（角形２号封筒。返信先宛先明記。レターパック可）		－	

※登記事項証明書、戸籍謄本等は原本でご提出下さい。

※Ａ群及びＢ群については、Ａ群またはＢ群のいずれかの書類を添付してください。**ご不明な点はお問い合わせ下さい。**

Ａ群：臨時贈与報告基準事業年度の特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれにも該当しないことを証する場合

Ｂ群：次に掲げる①または②のいずれかに該当する場合

① 臨時贈与報告基準事業年度の特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれかまたは両方に該当するが、事業実態要件（施行規則第６条第２項）に適合することを証する場合

② 資産保有型会社・資産運用型会社に該当するか否かにかかわらず、事業実態要件に適合するため、臨時贈与報告基準事業年度の特定資産明細表の欄（１）から（３０）までの記載を省略する場合

ａ：期間中に当該通知書の交付を受けた場合

ｂ：臨時贈与報告基準日において該当する者がいる場合

ｃ：臨時贈与報告基準日において被保険者の中に使用人兼務役員がいる場合

ｄ：特定資産明細表の「有価証券」の項目で「特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く）」欄に記入をした場合

ｅ：特定資産明細表の「不動産」の項目で「現に自ら使用しているもの」欄に記入をした場合

ｆ：特定資産明細表の「不動産」の項目で、１つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入をした場合

ｇ：期中に資産の売却があった場合

※Ｘ群及びＹ群については、Ｘ群またはＹ群のいずれかの書類を添付してください

Ｘ群：Ａ群の書類を添付すべき時にｄに該当した場合であって、当該特別子会社が特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれにも該当しないことを証する場合

Ｙ群：次に掲げる①または②のいずれかに該当する場合

① Ａ群の書類を添付すべき時にｄに該当した場合であって、当該特別子会社が特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれかまたは両方に該当するが、事業実態要件（施行規則第６条第２項）に適合することを証する場合

② Ａ群の書類を添付すべき時にｄに該当した場合であって、当該特別子会社が資産保有型会社・資産運用型会社に該当するか否かにかかわらず、事業実態要件に適合することを証する場合